

プライバシーポリシー

2023年3月

本プライバシー規約（以下「本規約」といいます）は、Yamato Transport Europe B.V.（以下「ヤマト」といいます）が、その取引先（以下「取引先」といいます）に提供する、または取引先から受領する、例えば（国内）引越、小口貨物配送、貨物フォワーディングに関するすべてのサービス（その後の合意または変更を含みます）に適用されます。当事者は、それぞれ個別に「当事者」とも呼ばれ、併せて「当事者」とも呼ばれます。処理、「データ管理者」、「データ処理者」などの大文字でない用語は、適用される限り、適用法の下で意味される意味を有するものとします。

1. 本プライバシー規約は、ヤマトの[転送規約](#)（適用される限りにおいて）を補完するものです。その他の一般規約の適用は、ここに明示的に除外されます。
2. ヤマトは、ウェブサイト(yamatoeurope.com)に掲載されている[個人情報保護方針\(General Privacy Policy\)](#)に従って個人情報を取り扱います。ヤマトとヤマトホールディングスは、ヤマトによる個人情報の取り扱いについて、個人情報保護方針に定める共同管理者となります。
3. 各当事者は、(i)他方の当事者を代表する者、(ii)他方の当事者の連絡担当者またはコーディネーター、(iii)他方の当事者が当事者間の取引関係および本契約から生じる義務の履行に従事する従業員またはその他の者（該当する場合）、ならびに場合により(iv)他方の当事者の顧客（顧客の）、および荷送人／荷受人の情報（以下「契約個人データ」といいます）の個人データを受領することができます。
4. 契約個人データを移転する当事者は、一般データ保護規則（(EU) 2016/679；「GDPR」）および個人データ保護に関するその他の現地（GDPR実施）法（「適用法」）を含む適用法に従って契約個人データを収集および処理していることを表明し、これには特に以下が含まれる：
 - a. 両当事者は、GDPR第5条に詳述されている個人データの処理に関する原則、およびGDPR第6条に詳述されている処理理由の1つに依拠できることを保護する義務を含む、GDPRに従って契約個人データを処理します。両当事者は、独立した別個のデータ管理者として行動する。
 - b. 提供側が処理根拠として同意に依拠する場合、提供側は、かかる同意が適用法の要件を満たし、かつ受領側を代表して取得されたものであることを保護する。
 - c. 提供当事者は、契約個人データが移転される情報主体に通知する義務を負う：
 - (i)受領当事者がその個人データの特定の処理についてデータ管理者となること、および(ii)受領当事者がGDPR第14条(5)(a)に依拠することができるように、GDPRの下で必要とされ、受領当事者がこれらの目的のために提供したその他のすべての情報。つまり、ビジネスコンタクトは、関連するヤマトの一般的なプライバシーポリシーを参照する必要があります。
 - d. 締約国が、欧州委員会が定める適切なレベルの個人データ保護を確保していない欧州経済地域外の第三国に契約個人データを移転する場合、当該締約国は、例えば、欧州委員会が承認した、管理者から管理者への移転に関する修正されていない標準契約条項を締結するなどして、GDPR第5章に定める当該個人データの保護措置を実施する必要があります。

- e. 業務連絡先は、契約個人データの偶発的または違法な処理につながるセキュリティ違反に関連する、GDPR第4条(12)に定義されるデータ侵害が発生した場合、過度な遅滞なく書面にてヤマトに通知します。
 - f. 疑義を避けるため、受領当事者は、両当事者間の合意および本プライバシー利用規約が終了した後も、その処理の法的根拠が有効であり、かかる処理が適用法に準拠する限り、契約個人データの処理を継続することができます。
5. 当事者は、特定の処理活動に関して他方の当事者にデータ処理者として関与する場合、別途データ処理契約を締結します。契約が締結されない限り、処理者として認定された当事者は、GDPR第28条に記載された義務を遵守することをここに保証します。
6. ビジネスコンタクトは、データ対象者を含む第三者による、データ侵害の結果としてヤマトに対して課される請求について、ヤマト、ヤマトホールディングス株式会社およびその関連会社を免責するものとします。

適用法または両当事者間の合意により、業務連絡先、業務連絡先の従業員、業務連絡先が従事するその他の者、または業務連絡先が従事する請負業者に帰せられるものとします。適用法令により許容される限りにおいて、個人情報の処理に関するヤマトおよびヤマトホールディングス株式会社の責任（損害賠償、請求および罰則を含む）は、当該契約年度に業務連絡先が支払った金額を上限とします。

7. 契約個人データの処理に関して、データ主体または管轄監督当局が両当事者のいずれかまたは両方に対して紛争または請求を提起した場合、両当事者はそのような紛争または請求について相互に通知し、適時に友好的に解決することを目的として協力するものとします。両当事者は、データ主体または管轄監督機関により開始された、一般的に利用可能な拘束力のない調停手続への参加を検討することに合意します。両当事者はまた、データ保護紛争のために開発されたその他の仲裁、調停またはその他の紛争解決手続への参加を検討することに合意する。
8. (i)転送条件、または(ii)個人データの処理にのみ具体的に言及しない当事者間の合意と、(iii)本プライバシー規約との間に矛盾がある場合は、本プライバシー規約が優先するものとします。
9. 本プライバシー利用規約は、オランダ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。友好的に解決されない両当事者間の紛争は、専らオランダの管轄裁判所に提訴されるものとします。